



発行
東京都

目次

告示

○東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………(港湾局港湾経営部経営課)…一

告示(公)

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……………二

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…三

○開発行為に関する工事完了……………四
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…四

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五

雑報

○全国自治宝くじの発売……………六
……………(全国自治宝くじ事務協議会)…六

告示

●東京都告示第三十九号

東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第一項に規定する負担対象工事の指

定について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十日

東京都知事 舛添 要一

工事の種類	工事の名称	工事の実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	工事費に 対する負 担の割合	当該工事に係る負担区域 内にある工場又は事業場 等の敷地の合計面積
港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の建設又は改良の工事 他の水面清掃のための工事	新木場公園整備工事 晴海ふ頭公園ほか九公園維持工事	一 大田区城南島四丁目 城南島海浜公園	同日	九八、七五、八三、三〇円	同右	八分の一	七、三〇四、一八九平方メートル
		二 江東区青海四丁目 青海中央ふ頭公園整備工事					
		三 江東区新木場二丁目 新木場公園整備工事					
		四 港区海岸三丁目 春海橋公園					
		五 港区港南五丁目 品川北ふ頭公園					
		六 品川区八潮二丁目 コネタナふ頭公園					
		七 江東区青海四丁目 青海中央ふ頭公園					
		八 江東区有明四丁目 フェリーふ頭公園					
		九 江東区青海三、四丁目 暁ふ頭公園					
		十 江東区新木場二丁目 新木場公園					
東京港港湾区域の他の水面清掃のための工事	東京港港湾区域 内水面清掃工事	東京港港湾区域 臨海地区	同日	二四七、八四八、一六八円	東京港港湾区域及び東京港臨海地区	五分の一	一四、五二一、四二二平方メートル

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第12号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第8条第4号の規定に該当するに至ったので、平成27年12月4日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

平成28年1月20日

東京都公安委員会
委員長 渡 邊 佳 英
記

- 1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名
 - (1) 台東区浅草一丁目12番2号 篠原ビル1階及び2階 「ナイトダンデイナー」 外村 秋夫
 - (2) 大田区蒲田五丁目26番3号 第二東商ビル2階 「リーナー・ジャン華」 藤田 美貴雄
- 2 処分事由
3月以上所在不明
- 3 その他
 - (1) この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部保安課行政処分係経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなく

なります。)。。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりす。）。ただし、上記(1)の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。。

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人筋強直性ジストロフィー患者会

三 代表者の氏名

籠野 あかね

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区南荻窪四丁目三番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、筋強直性ジストロフィーという難病の患者とその家族を中心に市民が力を合わせ、治療法開発に協力すること、病気に対する正しい知識を共有して質の高い療養生活を送り寿命を延ばすこと、さらには広く一般市民を対象として筋強直性ジストロフィーという病気への啓発活動を通じて、患者の可能性を広げられる社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人リハビリ医療ネットワーク

三 代表者の氏名

伊藤 元治

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区大森北一丁目三番七号 サファイア北ビル三階三〇五号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、医療に関する事業を行い、もって地域の医療、及び福祉の推進に寄

与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人終活支援センター桐中会

三 代表者の氏名

加藤 久士

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区板橋三丁目五十三番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者が自らの意思決定により人生の終末期を不安なく過ごすことができるよう包括的な支援をすること、認知症などの理由で判断能力が不十分な方々及びその家族に対して包括的な支援をすることにより、高齢者の権利擁護と福祉の増進を図ることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本スリランカ国際友好協会

三 代表者の氏名

三田 敏哉

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市富士見台三丁目九番地の六

五 定款に記載された目的

本法人は、広く一般市民を対象として、日本とスリラ

ンカ民主主義共和国(以下「スリランカ」という)の間の友好を深める。

産業開発、経済発展、生活向上に貢献する人材育成を行い、日本の産業技術、公害防止、生活環境改善の技術をスリランカに普及させることで、スリランカ人の所得向上、社会発達に寄与する。

スリランカに於いて地域や学校で講演会や研修会等を通じ生活環境の向上、社会環境教育、自然保護の普及啓発に努め、日本との交流を深めるため日本語教育の普及に努める。

スリランカの生活環境を守りつつ、産業経済発展に寄与することで、日本とスリランカの友好を促進させる。更にアジア全体の発展友好の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ウシリカジャパン

三 代表者の氏名

都丸 つや子

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区豊玉北三丁目一番二〇二二〇二二

五 定款に記載された目的

この法人は、ケニアの人々を対象に、子どもたちの育成、教育環境の充実及び地域の生活向上を目指す支援事業を行い、地域の人々と共に豊かな社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日中未来の会

三 代表者の氏名

横堀 克己、南村 志郎

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門五丁目三番二十号 仙石山アネック

五 定款に記載された目的

この法人は中国との相互理解を深め、友好を促進するために、中国に関する情報収集を行うと共に、広く市民を交えた学習会、セミナーを開催し、日中相互の政治・経済・文化・芸術の理解を深め、併せて両国の人々との直接交流を促進し、日中関係の改善と発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワンダフルキッズ

三 代表者の氏名

六郷 伸司

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区蓮沼町四十七番十一号 コーポロロ二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、経済的事情等様々な理由で学習機会を得られない子ども達の学習をする権利を確保し、また安心して居られる場所を提供することにより、将来の展望が開ける拠点とすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

この法人は、経済的事情等様々な理由で学習機会を得られない子ども達の学習をする権利を確保し、また安心して居られる場所を提供することにより、将来の展望が開ける拠点とすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人難病ネットワーク

三 代表者の氏名

恒川 信一

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市みなみ野四丁目二十五番一―三二二一

五 定款に記載された目的

この法人は難病患者及び、小児慢性疾患患者とその家族、関係者を対象として、一般国民に難病と呼ばれる疾病の理解と啓蒙を行い、対象者をサポートし、一般人と同様に尊厳を持ち、差別なく快適に暮らせる環境と社会を構築することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市南沢二丁目九番六
五号
東久留米市本町三丁目二番
五号

株式会社インフィニット
代表取締役 小森 誠

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団
体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団
体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成二十八年一月二十日から四月以内に東京都産
業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年一月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名
グランエミオ大泉学園

二 店舗所在地
練馬区東大泉一丁目二十八番一号

三 設置者名
大泉学園駅北口地区市街地再開発
組合

四 設置者住所
練馬区東大泉一丁目三十二番二号

五 変更前の店舗名
施設
(仮称)大泉学園駅北口地区商業

六 変更後の店舗名
グランエミオ大泉学園

七 変更前の店舗所在
地
練馬区東大泉一丁目六百番

八 変更後の店舗所在
地
練馬区東大泉一丁目二十八番一号

九 変更前の小売業者
の氏名又は名称
株式会社三浦屋

十 変更後の小売業者
の氏名又は名称
株式会社三浦屋ほか十五名

十一 変更日
平成二十七年四月十日ほか

十二 届出日
平成二十七年十二月二十五日

十三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十四 縦覧期間
平成二十八年一月二十日から同年
五月二十日まで。ただし、東京都
の休日に関する条例(平成元年東
京都条例第十号)に定める休日を
除く。

十五 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第百五十七号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 平成二十八年一月二十日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 舛添 要一

一 名称 第六百九十一回全国自治宝くじ
 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 三 発売の数及び総額 一億七千万枚 五百十億円
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十七単位(十七ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円
 五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十八年二月二十四日から同年三月十八日まで
 七 抽せん期日 平成二十八年三月二十五日
 八 当せん金支払開始期日 平成二十八年三月三十日

九 当せん金の額及び当せん数の等 級 当せん金 当せん本数
 一等 四億円 一本
 一等の前後賞 一億円 二本
 一等の組違い賞 九十九本
 二等 十万円 一本
 三等 十万円 五百本
 四等 五万円 十本
 五等 五万円 十本

計 百十万六百三本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

